

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和5年度

ケアパートナー株式会社
キッズパートナー東戸塚第2

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	キッズパートナー東戸塚第2
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	藤本 浩子
定員(利用人数):	60名(利用人数:58名)
所在地:	〒244-0801 神奈川県横浜市戸塚区品濃町836-35
TEL/FAX:	TEL:045-719-5110 / FAX:050-3153-1531
ホームページ:	https://www.care-partner.com/nurseries/higashitotsuka2/
開設年月日:	2021年4月1日
経営法人・設置主体:	ケアパートナー株式会社

職員数	常勤/非常勤	常勤:10名	非常勤:8名
	専門職員(名称)	園長:1名 主任:1名 保育士:13名	
		調理師:2名 調理員:1名	

施設状況

保育室:5	トイレ:3ヶ所
調理室:1	事務室:1
園庭:有(屋上園庭)	

③理念・基本方針

【保育理念】

子どもたちの未来のために「生きる力」を育みます。

【基本方針】

- ・情緒の安定が図れる、安全で安心して過ごせる最良の環境を提供します。
- ・沢山の遊びや体験を通し、好奇心や創造力、表現力を育てます。
- ・たくさんの人とのふれあいから、明るく元気にあいさつできる子を育てます。
- ・自分でやりたい、という気持ちを大切に自立心を育てます。
- ・たくさんのやさしさを注ぎ、思いやりのある、やさしい豊かな心を育みます。

④施設・事業所の特徴的な取組

キッズパートナー東戸塚第2保育園は、JR東戸塚駅から徒歩5分、駅前にはマンションや商業施設が立ち並び、再開発が進んでいますが、保育園周辺は自然に囲まれ牛舎も近くにあり。線路沿いに面した所に園舎が立っているため園から電車が見え、子どもたちは電車が通るのを楽しみにしています。近くには牛舎もあり、時には牛の鳴き声も聞こえてきます。定員60名で現在58名が在籍しています。園目標は「元気に挨拶する子ども」現在、コロナウイルスもだいぶ落ち着いてきており、保育参加を年に2回行い、保育園での姿や保育園生活を見て頂き、保護者様と共に子どもたち一緒に見守っています。

1、2歳児は、朝おやつ、昼食、午後おやつのエプロンと口拭きタオルを園で管理しており、保護者の負担を軽減しています。全園児、各保育室やトイレで使用している。園内で手作りの給食とおやつを提供しています。（郷土料理もとりにています）

2歳児から英語、3歳児から体操の外部講師にきていただき行っています。

食育イベント開催し食への興味関心を広げています。（屋上の園庭で野菜を栽培、ベジリングと一緒に食育活動も2回開催。）

職員同士の人間関係が良く、全体の風通しが良いと思います。コミュニケーションが良いと全てにおいてスムーズに連携がとれて、情報の伝達、他クラスとの保育内容の調整、保護者対応の依頼、緊急時の体制作り、等の把握と行動がとても早いです。そしてその良い環境が日々の保育を始め、園児や保護者にも反映しています。急な延長保育にも柔軟に対応できるので、保護者の気持ちの負担の軽減にもなっています。まだ基盤づくりの途上ですが、前向きな職員たちが多く、保護者とも良い距離感の明るい保育園です。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年8月1日

訪問調査日：令和5年12月14日

評価結果確定日：令和6年2月7日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回： 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子どもの安全対策への取組に力をいれています

子どもの安全確保・事故防止に力を入れています。職員がパソコンデータのヒヤリハット様式（スプレッドシート）を改良したことで、ヒヤリハットが出しやすくなり、統計も取りやすく、見える化にもつながっており、月2回のヒヤリハット共有機会でも未然に事故を防ぐための活発な話し合いをしています。その他、リスクマネジメント対策として、散歩マップの見直し、散歩の危険箇所や公園遊具の破損状況を写真に撮り、会議で共有しています。想定を変えた毎月の避難訓練は予告なしで行うことでより実践性を高めるようにしています。

2)食事が楽しめるように工夫をしています

屋上園庭では、プランターで野菜の栽培をしています。クラスによっては、何を植えるか、何を育てるかを子どもたちが決めています。子どもたちは野菜が育つ様子を観察し、収穫した野菜は、見て、触って、種を取ったりしています。収穫したものはその日のうちに給食室で調理してもらったり、自分たちで調理したりして、食に関して興味を持てるようにしています。給食の献立も地域の食文化や行事食を取り入れ、食事が楽しいものになるよう工夫しています。

3)子どもの生活の幅を広げる経験を大切にしています

社会体験の機会を意識して作り、4歳児クラスは電車に乗って隣駅の公園に出かけたり、5歳児クラスはハッピーデーとして、農家の協力を得た柿採りや子どもたちの夕食作り（カレーとポテトサラダ）で思い出作りをしています。地域ケアプラザ訪問や園の夏祭りに地域の人が来てくれて交流をしています。また、勤労感謝の日に合わせて、普段からお世話になっている嘱託医、交番、消防署、町内会長、民生委員、JR東戸塚駅員、地域ケアプラザに子どもたちの手作りカレンダーをプレゼントしています。

4)安定した職員確保が望めます

課題である職員の確保については園のみの努力では難しい状況がありますが、法人と連携しながら具体的な経営課題をさらに明確にしていこうと努めています。今後は中長期的な計画で人材確保、育成の方向性を示し、具体的な施策の検討・立案のもと、取組を進めていくことが望めます。

5)全体的な計画作成時の見直しを期待します

全体的な計画は保育目標、保育のねらい、指導や支援、保育計画等保育の全てを含め目標を達成するための土台になる大切な計画です。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についても計画に盛り込み、子どもの成長の振り返りや今後の保育の方向性、職員の関わり方をより明確にしていくことが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

開園3年目にして、第三者評価は今回が初めての受審となりました。
全職員が2つのチームに分かれ、自分たちの保育の振り返りを行ったことで当たり前だったことが子どもにとって良い事だと気づけ、改めて意識して保育に取り組めるようになりました。
今回の評価をしていただいたことで、職員も身が引き締まり、見えていなかった課題を共有し、更に職員の質の向上に向けステップアップできるよう日々精進していき、皆が同じ方向を向いて「安全・安心」な保育が、おこなっていけるように今後も努力してまいります。
最後になりましたが、保護者の皆様にはお忙しい中アンケートのご協力をいただきました事、心より感謝いたします。今回のアンケートを真摯に受け止め今後の園運営に活用させて頂きたいと思っております。有難うございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
 - b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
 - c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人の経営理念、保育事業部理念、保育方針に基づき、2021年の開園時に園の目指す保育の方向、考え方を示した独自の「園目標」を職員間で話し合って作成しています。それらはホームページ、パンフレット、入園のしおり等に記載しています。職員にクレドカードを配付しているほか、毎年理念についての研修で確認しています。保護者には園見学の段階から『子どもたちの未来のために「生きる力」を育みます』の理念等を説明し、玄関に掲示して目に留まるようにしています。保護者からは「知っている」との回答は半数ほどで、周知が望まれます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

＜コメント＞

社会福祉事業全体の動向については法人で検討をしています。園長は戸塚区の園長会や幼保小連絡会等に参加し、地域情報を把握しています。戸塚区の福祉ニーズとして、1歳児保育の需要が多いことを踏まえ、園では年度限定で複数名の1歳児の受け入れをしています。今後の福祉に対する需要の動向、子どもの数・保護者像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータの収集・分析等は法人の経営計画会議や法人内の園長会で検討しています。戸塚区へ利用状況を毎月末報告し、新規の子どもの受け入れをしています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- ☐ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

＜コメント＞

法人内の園長会のほか、区の園長会、幼保小連絡会等に参加し、園を取り巻く環境を把握しています。法人として月次で状況把握・分析を行い、経営計画会議では経営計画書を使って全体に周知をしています。法人の幹部クラス職員の訪問時に園の様子を報告したり、課題や対策(職員の確保・育成等)を話し合っています。職員へは会議やミーティング、経営計画書閲覧で周知・共有をしています。職員の確保について、園のみでは難しい状況がありますが、法人と連携しながら具体的な経営課題をさらに明確にしていこうと努めています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☒ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

＜コメント＞

2023～2026年の計画を立てていますが、中・長期の収支計画の策定も期待されます。中期目標を園運営と保育の安定、中期課題を保育士の育成としています。今年度、保育内容では一人ひとりを大切にする保育、食育活動の充実等を計画内容に挙げています。計画書の様式は年度別の評価・反省ができるようになっています。今年度(計画の初年度)の実施状況を次年度以降に反映していくことが望まれます。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ☐ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☐ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

＜コメント＞

園の単年度の事業計画は、園が独自に行っていく計画や子ども達のために何ができるかを考え、よりよい園作りを進めるための計画を設定しています。しかし、中・長期計画内の地域交流・子育て支援や園内の補修等事業計画に設定がなく、他の計画に関しても実施状況の評価が行える内容とはなっていません。実施状況・進捗状況の評価や必要に応じての見直しが判る内容にすることが望まれます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☐ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ☐ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☐ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

＜コメント＞

事業計画は主に園長が作成しています。保育体制や行事等については各種会議で職員に周知し、日々の保育の中で実践できるようにしています。事業計画は年度始めの職員会議、ミーティング等で周知しています。追加の計画がある場合はその都度周知しています。しかし、経営面については職員間での検討が難しい現状があります。年度末には園長が計画の評価をし、次年度に生かすようにしています。実施状況・進捗状況の評価や必要に応じての見直しが判る内容にすることが望まれます。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

＜コメント＞

運営委員会で事業計画・予算と実績の報告を行い、承認を得ています。その後、園内に一定期間置き、保護者が閲覧できるようにしています。懇談会では計画に沿った子どもの育ちや行事等を分かりやすく説明しています。計画に沿った行事等の案内、あるいは計画に変更が生じた場合は、園だより、園内掲示、アプリケーション配信で知らせています。保護者アンケート調査では「知らされている」への回答は68%です。周知方法の工夫が期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- ☒ イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ☐ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

＜コメント＞

全体的な計画、指導計画作成、行事計画、人材育成等、全て保育の質の向上に向け、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）で取り組んでいます。各指導計画に自己評価欄があり、日々の保育から自らを評価する体制があり、保育の質の向上に生かそうとしています。保育所の自己評価は毎年行っています。開園から3年目で第三者評価は初受審です。保育の振り返りを分析・検討する場として、職員会議（月1回プラス臨時）、ミーティング（週1回）、給食会議（月1回）の他、職員連絡用のアプリケーション配信も活用しています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

＜コメント＞

毎年自己評価を行い、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善を行っています。保護者にはホームページで公表をしています。会議では自分の担当するクラスだけでなく他クラスについても意見交換や対策について話し合い、改善できるよう共通理解に努めていますが、園長は共有方法についてさらなる工夫が必要と考えています。今後の検討が望まれます。さらなるサービスの質の向上のため、開園から3年目での「第三者評価受審」は予定通り取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、法人の理念・方針を理解し、各会議で園運営や管理、保育で大切にしていこうこと等を職員に伝え、周知・共有をしています。園長自らの役割と責任について明記されており、平常時のみならず、有事の際に園長不在時にはBCP(事業継続計画)に、主任が園長代行保育士として役割を担うことを明記しています。

第三者評価結果

11

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は児童福祉法、保育所保育指針、個人情報保護法等の法令を理解し、法人内の園長会や施設長向けの外部研修を受講して、さらに意識を高めています。園の修繕等取引関係業務は三社見積もりを予定しています。市の環境事業局の職員が訪問し、子どもたちに環境への配慮について話をしています。また、園長は自ら学んだ最新の情報を会議を利用して職員に伝え、お互いの意識を高めて不適切な対応がないよう働きかけをしています。報道された不適切事案等についても話し合いの題材とし、さらなる意識の啓発を促しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は日々クラスを巡回したり、主任と話し合ったり、記録の振り返りや保育所の自己評価を通したりしながら、保育の現状の把握をしています。会議では子どもにとって最善の保育が提供できるよう気づいたことを伝え、アドバイスや提案等を行っています。会議では職員からの意見・提案を聞くほか、最低年2回職員と個別面談し、一人ひとりから意見を聞いています。園長は、組織の中で望まれる役割を担える人材の育成、経験、それに必要な役割を高めていかれるように配慮をしています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は法人担当者と連携を図り、効果的・効率的な事務、働き甲斐、今の時代に合う対応方法等を常に考えています。職員の経験年数、個々の能力、性格なども十分考慮し、組織体制作りをしています。記録のICT化、休憩の取り方、職員の応援配置等、働きやすい環境作りに配慮しています。業務の実効性を高める取組の一例として、職員がパソコン内の記録様式を改良したことでヒヤリハットが見える化され、安全対策への効果が現れています。その他、園長は日々職員配置や体制を考え、職員とのコミュニケーションを密にすることを意識しながら指導を続けています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

中期計画に、2023年度計画として「人材確保・チーム力を高める・研修への参加」を掲げ、法人と園で連携して人材確保と育成に取り組んでいます。ホームページに採用情報を掲載し、行政や保育学校などが主催する就職説明会に参加しています。また、「耳より制度（職員からの紹介制度）」を導入し、人材確保とともに職場定着に努めています。人材育成面では、保育士の経験に応じた研修計画を策定し、育成に努めています。取組は行っていますが、十分な人材確保とはなっておらず、今後さらなる努力が望まれます。

第三者評価結果

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☒ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☒ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい

＜コメント＞

法人の理念・基本方針にもとづき「大切にすること」4項目をあげ、その中で期待される職員像を明示しています。「大切にすること」は接遇マナーブックやクレドに記載し、職員に周知しています。人事基準についても就業規則や給与規程等で明確になっています。職員は年2回行動評価を行い、園長が面談し、職員の処遇に繋げるとともに、年度末の面接で目標達成を把握し、次年度に反映させています。人事基準などに課題もあり、職員からの評価も低いいため職員に理解してもらう工夫が期待されます。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は職員とのコミュニケーションを通して相談しやすい環境づくりに努め、メンタルヘルスチェックや個人面談などで、職員の満足度や意向、心身の健康などを把握しています。法人は女性ハラスメント窓口や安全衛生委員会を設置し、職員の健康と労働環境に配慮し、年1回面談を実施して意向を確認しています。園長は就業週報で職員の就業時間や有給取得状況など勤務状況を確認し、負担の偏りがないよう配慮しています。職員休憩室に福利厚生制度一覧を掲示し、ワーク・ライフ・バランスを考慮した働き方ができるよう、全職員で取り組んでいます。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

法人の接遇マナーブックやクレドカードに、期待する職員像を明示しています。園では年間研修計画をたて、職員に必要な研修が受けられるよう考慮しています。職員は個別に目標を定め、上期と下期に分けて、期ごとに園長と面談し「行動評価」を行っています。年度末での面談では、目標達成度を評価し、アドバイスや反省、課題を踏まえ、次年度の目標を設定しています。学卒職員に対し、法人では新人研修を毎月開催し、また、主任が積極的にコミュニケーションを図り、日々の保育のなかで助言や指導をしています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人の経営基本方針として「大切にすること」4項目をあげ、その中で期待される職員像を明示し、「大切にすること」は年度初めの全体研修で職員に周知しています。キャリアパスをもとに、職員の経験年数や必要とする専門研修など、職員一人ひとりにあった研修体系を整備しています。外部研修は、内容によっては、参加職員が園内で伝達研修を行います。月1回開催の園内全体研修は、実施後に研修内容やカリキュラムを評価し、分析を行い、次年度の研修計画に反映させています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長、法人担当職員は、個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握しています。新任研修は、法人主催で行っています。新卒者に対しては、毎月1回法人で研修を行っています。メンター制度を採り入れ、困りごと、やりたい事など話しやすい環境を整え、助言や指導を行っています。園内研修、外部研修、キャリアアップ研修は、一人ひとりに応じた研修機会を提供できるように努めています。研修に参加した職員にはミーティングで職員に研修レポートを報告する場を設け、情報共有を図っています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☐ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☐ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☐ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生、職業体験の受け入れマニュアルが作成されています。しかし、コロナ禍での開設3年目ということで、これまで受け入れの実績がありません。今後は、大学、専門学校への実習生受け入れのPRや、近隣の高校、中学校への職業体験の案内などを積極的に行うことが期待されます。受け入れを前提にプログラムを整備し、職員に周知することも望まれます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☒ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☐ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☐ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人のホームページに、保育理念や基本方針、保育の内容、財務情報が公開されています。保育園の収支状況、運営実績等は運営委員会で報告後、園の玄関に掲示し保護者に周知しています。苦情や相談は、内容やそれに基づく改善策・対応の状況を、個人情報に関するものや、申し出者が拒否した場合を除き、園だよりやホームページで公表しています。第三者評価は今回が初めての受審であり、結果はホームページで開示する予定です。地域に向けては、区役所に園の理念・基本方針を記載したポスターを掲示しています。

第三者評価結果

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

法人の規程により、保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされています。職員へは職務分掌と権限等を明記した「運営規定」「職員業務分担票」を配付し、周知しています。保育所における事務、経理、取引等については、法人内に監査部門があり、定期的に監査を受けています。法人は外部の専門機関による監査を受け、指摘事項があれば改善に向けて取り組む体制を整えています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画に地域との関わりや子育て支援を明記し、積極的に取り組んでいます。保護者に向けて、地域の情報やパンフレットを自由に閲覧できるように玄関に設置しています。町内会に加入しており、「夏祭り」はポスターを作成して地域の人に参加を呼びかけ、子どもたちと地域の人々が一緒に楽しんでいます。敬老の日には、4歳児、5歳児が地域ケアプラザでダンスや手遊びを披露し、また、子どもたちが描いた絵をカレンダーにして、地域の関係機関に配布しています。近隣の小学校とは頻繁に交流し、他園とも交流しています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
 - ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ☒ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - ☐ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - ☐ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

実習生、職業体験、ボランティアの受け入れマニュアルを作成しています。マニュアルはありますが、開園して3年目でこれまではコロナ禍のため、受入れが難しい状況でした。今年度になり、初めて保護者に楽器演奏のボランティアをお願いしています。今後は、近隣の中学校や高校、各種福祉団体等へ働きかけ、積極的に取り組んでいきたいと考えています。取組が期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ☐ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞

関係機関のリストや資料を作成し、職員会議で情報共有しています。園長は、区の園長会や幼保小連携会議等に参加し、情報を得るとともに連携を図っています。子どもにより良い保育を提供できるよう、地域ケアプラザや小学校、消防署、町内会などと連携を図っています。虐待も含め配慮が必要な子どもがいる場合は、区のこども家庭支援課、横浜市南部児童相談所、横浜市戸塚地域療育センター、民間の支援機関など必要な関係機関と連携し、対応しています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ☐ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

＜コメント＞

園長は区役所での園長会や幼保小連絡会に参加し、地域の情報や福祉ニーズの把握に努めています。運営委員会は年3回実施しています。保護者、民生委員の参加があり、地域の情報を得ています。子育て支援では「子育て相談」のチラシを作成し、園の入り口に貼り出していますが、これまでに利用がありません。今後さらに、地域の関係機関や住民と話し合える場を持ち、地域の福祉ニーズや生活課題を把握し、それらに基づく取組が期待されます。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ☐ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- ☒ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☒ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☐ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☒ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞

全体的な計画に地域との関わりや子育て支援を明記し、「子育て相談」のチラシを作成し、園入り口に貼り出していますが、これまでのところ利用がありません。AED（自動体外式除細動器）を設置し、また、災害時の緊急避難場所として園を開放する体制を整えています。今後、園で準備している地域支援を地域の人々に知ってもらう工夫や、保育所の専門的な知識、情報を積極的に発信し、地域へ提供することが期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

職員としての心構え、虐待・不適切保育について、理念・方針等の園内研修を行っているほか、人権擁護のためのセルフチェックシートと、より良い保育のためのチェックシートを用いたセルフチェックで自らの保育を振り返っています。子どもを尊重した保育の基本姿勢は、クレドカードや全体的な計画等に記載され、一人ひとりの子どもに合った保育を実施するよう努めています。法人の行動規範内に「差別を行いません」「個人の人権を傷つける行為を行いません」と明記しており、職員の行動から子ども自身も互いを尊重する心が育つよう努めています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

プライバシー保護マニュアルがあります。低年齢の子どもであってもおむつ替えはトイレ内にマットを敷いて行う、幼児トイレにドアがある、3歳児クラスからの着替えは男女で分ける、子ども自身も意識ができるようプライベートゾーンを守ることについて絵本を用いてわかりやすく説明をする、クールダウンが必要な場合はパーテーションやカーテンで個別対応をするなど、職員は子どものプライバシーを守ることについて理解し、マニュアルに沿った対応をしています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - ☒ エ 見学等の希望に対応している。
 - ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

ホームページの活用のほか、戸塚区こども家庭支援課に園のポスターを掲示し、子育て支援拠点にパンフレットを常置するなど、園に関する資料を多くの方が入手できるようにしています。見学希望問い合わせには1回1～3組程度で、原則午前中の対応ですが、午後や、見学者の興味あるカリキュラム見学の希望にも応えています。見学時はその都度の質問や相談に応じています。今年度、パンフレットを見直し、新しくしています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

保育の開始にあたり、「入園のしおり」を用いて園としての保育理念、方針、保育内容、個人情報の取り扱い、苦情解決、その他、園を利用するにあたっての基本的ルール等を説明し、同意を得ています。その際、個別面談を行い、提出書類を基に聞き取りをしながら保護者の意向や子どもの状況を把握しています。保護者に用意してほしいものに関しては実物を見せ、作り方の説明等をしています。特に配慮が必要な保護者には分かりやすい言葉でゆっくり説明をしたり、日本語以外の言語で伝える必要がある場合は、通訳アプリケーションを使用するなど適切に伝わるように対応しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

個人情報保護の観点から、転園の際の引き継ぎ文書はありません。法人内系列保育園間での転園があった場合は、保護者の了承を得た上で引き継ぎ連絡が取れる体制になっています。転園の際には、何かあればいつでも相談に応じることを保護者や子どもに口頭で伝えています。利用終了後の相談には園長が対応しています。転入先で子どもがスムーズに生活できるよう、終了後の相談体制について、文書を作成することが望まれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☒ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
- ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもの満足度は、日頃の保育の中で、子どもの言動や表情等から把握しています。保護者の意向は、送迎時の日々の会話や連絡用アプリ、個人面談、保護者懇談会、行事ごとのアンケート、運営委員会などから把握しています。また、玄関入り口には意見箱を設置し、匿名で意見を出せるようにしています。把握した子どもと保護者の意向は職員で共有し、保育内容や次年度の行事に反映しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

＜コメント＞

苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されています。保護者には入園時に苦情解決の仕組みと窓口を重要事項説明書により周知するとともに、「お客様からの苦情を処理するために講ずる規程」を配布しています。苦情窓口は園内に掲示していますが、第三者委員などに相談出来ることが周知されておらず、今後、周知への工夫が望まれます。また、玄関には意見箱を設置しています。苦情や意見は、苦情受付記録に記録し職員会議で改善策を協議しています。苦情内容や対応結果は、個人情報除き、保護者了承のうえ、園だよりやホームページに掲載しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

＜コメント＞

「重要事項説明書」に意見・要望・相談の窓口を記載し、入園時には保護者に、相談したり意見を述べたりする際には、複数の方法や相手を自由に選べることを説明しています。第三者委員の連絡先を園内に掲示しています。保護者から相談や意見を聞く際は、空いている保育室や職員休憩室を利用し、プライバシーが保たれるよう配慮しています。相談や意見の伝えやすさには保護者からも評価を得ています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☒ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は積極的に保護者に挨拶や声かけをして、日頃から相談しやすく、意見を述べやすいよう配慮しています。行事後にはアンケートを実施し、個人面談や懇談会、連絡用アプリケーションでも相談や意見を聞いています。玄関には意見箱を設置し、匿名で意見が出せるようにしています。意見や要望があった際は、記録を取り、園長、主任に報告後、ミーティングや職員会議で共有し、対応、改善策を話し合っています。法人作成のマニュアルは苦情解決の仕組みと一体化しています。園でもマニュアルを作成し、毎年見直しを行っています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

子どもの安全確保・事故防止に力を入れています。職員がパソコンデータのヒヤリハット様式（スプレッドシート）を改良したことで、ヒヤリハットが出しやすくなり、統計も取りやすく、見える化にもつながっており、月2回のヒヤリハット共有機会でも未然に事故を防ぐための活発な話し合いが行われています。その他、リスクマネジメント対策として、散歩マップの見直し、散歩の危険個所や公園遊具の破損状況を写真に撮り、会議で共有しています。園内研修では重大事故とヒヤリハットを学んでいます。法人によるリスクマネジメントのアセスメントシートで自己評価もしています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策の責任者を園長とし、マニュアルを整備して、園内研修(嘔吐処理含む)や会議の中で学ぶ時間を設けています。コロナ禍での開園ということもあり、毎日の手洗い、うがい、換気、消毒等、感染症予防の取組に注力してきました。保育中の発熱、体調不良で保護者の迎えを待つ子どもは事務室兼医務室で休ませています。園内で感染症が発生した場合は、病名を玄関に掲示しています。その他、流行している感染症情報も適宜掲示して情報提供を行い、注意喚起を促しています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
 - ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

BCP(事業継続計画)とマニュアルを作成し、災害時に備えています。自衛消防隊を設置し、災害時の体制を事務室内に掲示しています。土砂災害地域に指定されており、避難確保計画を横浜市および戸塚区と共有しています。町内会との連携も図れるようにしています。災害時の保護者への連絡ツールとしては連絡アプリケーション配信を活用することとしています。職員に対しては職員用安全確認システムが導入されています。管理者を園長とし、災害備蓄品管理簿によって賞味期限や在庫数の確認・管理を毎年実施しています。備蓄品は分散して保管管理を行っています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

法人作成のマニュアル類の他、園の保育に合った独自の保育手順書(水遊び、プール、嘔吐処理、散歩等)を作成しています。各クラスのデイリープログラム内で保育者の配慮、保育者の準備等を示し、応援に入る職員は必要時にいつでも確認することができます。プール時期のデイリープログラムの用意もしています。法人として実施している5S活動では身の回りの整理、整頓を通じて、業務の平準化を図ることをめざしています。その他、保育の標準的な実施方法については園内研修や、想定を変えた毎月の避難訓練を予告なしで行うことで実践性を高め、周知や振り返りをしています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

マニュアル類は法人内の園長会で意見交換をし、法人で見直しをした後、各園にフィードバックしています。保育内容の見直しについてはPDCAサイクルで検討をしています。子どもの姿と保育や環境がふさわしいか各会議で話し合い、適切な保育の提供ができるようにしています。保護者には園での子どもの様子や保育の工夫点を交えながら口頭や個別連絡アプリケーション配信(2歳児クラスまで)、園だより等の配付物で説明しています。また、運営委員会、懇談会、個別面談、アンケートなどから寄せられた意向や意見を計画に反映するようにしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園前の保護者からの提出書類(児童票・児童健康台帳等)や個別面談でさらに詳しい状況を聞き取るなど適切なアセスメントが実施されています。担任が指導計画を立てる時は、園長、主任、法人管理栄養士、嘱託医、他クラス担任からのアドバイスを参考に、実際の保育状況や子どもの姿を反映し、子ども一人ひとりの成長に合う内容となるようにしています。支援困難ケースに関しては、担任だけでなく、園長・主任もフォローしながら保育を提供しています。必要に応じて行政とのカンファレンスや保護者面談を行い、保護者に寄り添っています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない

- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画の見直しはPDCAサイクルで実施しています。コロナ禍で計画通りにいかない時期も子どもたちのことを一番に考えながら、柔軟に変更、見直しをしてきています。子どもの発達や活動の様子の状況把握を常に行い、現在の子どもの育ちや保育の質の向上に結び付くように進めています。職員はクラス会議で自己の保育実践の振り返り・評価を指導計画に記載し、気づきや課題を次期計画に反映させています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

＜コメント＞

子どもの発達の様子は全園児毎月記録しているほか、個別指導計画や個別の連絡アプリケーション配信、日誌・週案等で子どもの姿や職員の援助内容が確認することができます。記録の書き方については横浜市主催の指導要録書き方研修に参加予定のほか、主任やメンター職員が記録内容や書き方の指導をしています。必要な情報が全職員に的確に届くよう、口頭のほか、クラスノート、パソコン、タブレットから全職員が確認できるようにしています。職員会義、給食会議、ミーティング等により情報共有を図っています。

第三者評価結果

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

＜コメント＞

記録管理の責任者は園長です。個人情報に関する記録の保存や廃棄、提供については個人情報保護規定に従い、適正に扱っています。就業規則の中にもパソコンや、情報管理に関する遵守事項を明記しています。職員には入職時マナー研修のほか、職員会議でも個人情報保護の重要性について説明しています。保護者には、「個人情報使用同意書」で説明しているほか、保護者個人のSNS等に園内で撮影した写真・動画を掲載することは禁止の旨の説明文で注意喚起をし、同意書(署名・捺印)を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画の様式は法人共通ですが、園独自に保育所保育指針、園の理念・方針・目標を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しているほか、園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、安全管理、地域との関わりなどを考慮しています。来年度に向けては職員からの意見のほか、今年度実施した地域ケアプラザ訪問、5歳児クラスのハッピーデー、4歳児クラスの電車を利用しての外出を取り入れていく予定です。全体的な計画の見直しや作成後はそれらを踏まえ、次年度の指導計画や保育等に反映しています。全体的な計画が保育の土台になるので、今後、更に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も計画に盛り込み、子どもの成長の振り返りや、今後の保育の方向性、職員の関わりについて、より明確にすることが望まれます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

各保育室の温湿度は園日誌に記録しています。適宜、窓を開けて換気をしているほか、トイレを含め24時間換気設備となっています。陽光も射し込む造りとなっており、眩しい時はロールカーテンで調整しています。清掃は当番制で実施し、各所の消毒にも気を配っています。年齢、季節、子どもの様子等を見て、家具の配置や環境の見直しをしています。家具等の角にクッションをつけたり、棚にストッパーを付ける等安全対策を施し、子どもの動線や落ち着ける場所の配慮をしています。トイレの便器は温便座になっています。机・椅子、便器の大きさ、手洗い場等は子どもの使いやすい大きさ、高さになっています。水道の蛇口には補助レバーを付けています。さらに4月の入園始めで低年齢の子どもは踏み台を用意することとしています。園は東戸塚駅からほど近く、保育室から電車が見えたり、道路の桜並木が満開になると園内に居ながらにして花見を楽しむことができます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時に家庭から提出してもらった書類や入園時個別面談からの情報のほか、入園後の子どもと職員の間、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重するようにしています。クラス間だけでなく、他職員にも子どもの家庭の状況やその日の情緒、様子などを伝え合っています。個々の意見を聞いたり、表情や動作から推し量り、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり、思いを汲み取るようにしています。職員は子どもが訴えている時は言葉を中断しないようすべて聞き入れてから言葉を返すようにしています。幼児は、時にはお互いを認め合える思いやりと優しさを表現できるよう援助しています。一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育について、会議で話し合い、園内研修を活用し、さらに共有や考え方の理解を深めていこうとしています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

挨拶、食事(座る姿勢や食具の使い方等)、排泄、着脱、姿勢を保つ等、基本的な生活習慣を身に付けたり、園での生活がスムーズに行えるよう、年齢や発達に合わせて段階的に進めるための援助をしています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、日々の保育の中で年齢に合わせて伝えています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるように後押ししているほか、職員に甘えたい子どもの気持ちを受けとめ、その都度対応しています。園での箸の使用は、今年度は5歳児クラスから個別対応をしています。歯磨きは1歳児クラスから行い、4歳児クラスの途中まで職員が仕上げ磨きをしています。活動は動と静のバランスを考えています。子どもの状態により、月齢の低い子どもの午前寝、夕寝等を組み合わせています。夕方園庭で遊ぶこともしています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもの目線の高さに合わせた低い棚に、おもちゃや絵本、自分の荷物を置き、子どもが自分で必要なものを取り出したりできる場所(コーナー)を準備しています。職員は遊びに参加したり、危険がないように見守るなど状況を見ながら援助しています。天気の良い日は園庭や近隣の公園等に積極的に出ており、遊びの中で身体を動かしています。戸外活動は社会的ルールを知り、身につける機会ともししています。公園での自然探しのほか、園内でカブトムシやダンゴムシの飼育を通し、生命の不思議や大切さにも触れています。園の夏祭りに地域の人が来園したり、電車に乗って隣駅の公園に行ったり、農家の協力を得て柿採りを楽しむなど、社会体験の機会としています。描く、歌う、話す、リズムなどの表現活動のほか、外部講師による2歳児クラスからの英語、3歳児クラスからの体操もカリキュラムに取り入れています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

非該当

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守っています。保育室にスペースを作ったり、園庭、散歩先等を利用して子どもの興味関心、発達に合わせて探索活動が十分にできるようにし、発見する喜びを感じられるようにしています。職員は人と関わることが楽しいと感じられるように、さりげない援助をしながら、できたときは十分に褒めて自信や意欲につなげながらも、本人のその時の体調面や心情から甘えたい気持ちも尊重しています。異年齢で遊ぶ機会も意識し、散歩やリズム遊びを一緒にしたりしています。2歳児クラスの保育士の手作りマイクスタンドは、子どものお気に入りアイテムになっています。保護者との関係を深めるため、今年度から保育参加を行っています。個別の連絡アプリケーション配信、送迎時のやりとり等、日々一人ひとりの体調や様子について丁寧に連絡を取り合っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあ
る活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽し
みながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だち
と協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を
整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の
小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

クラスごとの活動の他、年間を通し縦割りの3グループ活動を行っています。異年齢で活動する中で、協力する楽しさを感じたり、お互い刺激し合ったり、思いやったりと成長し合っています。職員は、子どもたちが集団の中でどう主体的に活動するか、個々を大切にしながら社会的な好ましい態度が身につくような関わりを持っているか、職員も積極的に関わって指導計画を立てています。子ども同士のトラブルも経験の一つと捉え、年齢に合わせての解決ができるようにしています。4歳児クラスは電車に乗って隣駅の公園に出かけたり、5歳児クラスはハッピーデーとして、柿採りと夕食作り(前日スーパーマーケットで購入した食材でカレーとポテトサラダを作る)で思いで作りをしています。また、勤労感謝の日に普段からお世話になっている嘱託医、交番、消防署、町内会長、民生委員、JR東戸塚駅員、地域ケアプラザに子どもたちの手作りカレンダーをプレゼントしています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☒ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☒ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置があり、身体的な障害のある子どものハード面での環境整備に配慮した造りになっています。障害名の判断が下りたときは、クラスの指導計画と関連付け、子どもの状況や発達過程に合わせて毎月個別計画を作成しています。特別な配慮が必要な子どもについては月案の個別配慮欄と日誌・週案の配慮と自己評価を記入しています。子どもの配慮事項を意識して職員会議等で話し合い、職員間で情報共有をしています。家庭と園の連携を密にし、関わり方や対応について伝えあい、園でも安心して過ごせるよう配慮しています。横浜市戸塚地域療育センター、法人内の臨床心理士に相談やアドバイスを受けることができます。職員は障害児や要配慮児の保育研修に参加しています。研修の内容はミーティングや職員会議で報告し、情報共有しています。重要事項説明書に障がい児保育についての項目があり、保護者に伝えています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

全体的な計画、月案に長時間にわたる保育欄があり、在園時間の長い子どもがゆったりと過ごせる環境作りや生活リズムが合うように配慮をしています。朝夕の異年齢での合同保育時は、関わりを楽しめるよう、職員が必要に応じて見守ったり、仲立ちをしています。保育室の構造上窪みのある部分もコーナーとして活用しています。夕方17時40分以降の保育は年齢の低い子どもの安全にも気を配っています。2歳児クラスまでは朝おやつ(牛乳と軽めの菓子)があります。昼食は規定量のほかにおかわりがあり、一人ひとりの食欲や生活リズムに合わせて提供しています。水分補給も適宜できるようにしています。保育時間によっては補食・夕食の提供ができますが、現在利用はありません。職員はシフト勤務のため、子どもの状態については口頭とクラスボードで情報を引き継いでいます。引き継ぎ後、保護者に子どもに関する伝達が十分に行われるように、口頭とクラスボードで確認し、伝え漏れのないように配慮しています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☒ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に小学校との連携(接続)欄があり、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がるように配慮することとしています。全体的な計画をもとに、小学校への移行がスムーズとなるよう指導計画とアプローチカリキュラムを作成しています。4歳からは上履きを使用します。5歳児はハンカチをポケットに入れて使用したり、11月頃から午睡を減らし、卒園までには無くしています。近隣小学校の1年生と多くの交流機会を持つことで、子どもたちが小学校以降の生活に不安を持つことなく意欲や期待を持てるよう配慮しています。今年は図書室での交流やシャボン玉遊び、公園で秋遊び、音楽会などに招待してもらっています。保護者には、クラスだよりや懇談会で情報提供するとともに、質問に答えています。小学校の先生とは意見交換や引き継ぎを行っています。保育所児童保育要録は担任が作成し、園長と主任が確認し、子どもの就学先に提出しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。

- ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。重要事項説明書に嘱託医の連絡先、健康診断等の実施、病気や怪我をした時の対応、与薬、感染症対策等について記載し、保護者に説明しています。子どもの朝の体調を保護者に連絡用アプリケーションに入力してもらい、担任が確認しています。保育中の体調不良や怪我は記録し、すぐに保護者に連絡します。ミーティングや引き継ぎの時に共有し、全職員に周知しています。既往症や予防接種の状況は、入園時に確認し、以降は随時保護者から報告をもらっています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、うつぶせ寝をさけ、年齢ごとのプレスチェックを行い、午睡チェック表に記入しています。保護者には入園時に説明しています。園では、保護者に向けて毎月ほけんだよりを発行していますが、保護者への健康に関する方針や取組の周知が不足と捉えており、協力体制を構築する努力が必要と考えています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

全クラスとも嘱託医による年2回の歯科健診・内科健診のほか、幼児クラスは尿検査を年1回行っています。その他、身体測定は毎月、頭囲、胸囲は年2回測定し、結果は連絡アプリケーション配信で伝えており、成長曲線を見ることができます。健康診断の結果については、その日のお迎え時に書面で保護者に渡しています。歯科健診では虫歯のほか、噛み合わせや歯石についてもお知らせし、受診を依頼することもあります。健診結果は法人でグラフ化され、園児の傾向を捉えるために活用しています。必要であれば保護者と連携し、支援を行います。

第三者評価結果

A14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と医師による指示書に基づいて対応しています。入園時に園長、担任、調理員、保護者と面談を行い、食物アレルギーの有無を確認するとともに、医師による指導票を提出してもらい、それに基づいて除去食を提供しています。保護者には事前に献立表を配布し、確認してもらっています。職員は毎朝、調理員と除去食の確認を行い、食事提供前にもダブルチェックを行っています。誤食がないよう、トレイや食器の色を変え、アレルギー除去表示を置き、器には全て子どもの名前を書いたラップをしています。おかわりも小分けして用意しています。色はアレルギーの品目で変えています。アレルギーや慢性疾患のある子どもを全職員が把握しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食に関する豊かな経験ができるよう、食育年間計画をたて、毎月「ねらい」を決めて実施しています。屋上園庭では、プランターで野菜の栽培をしています。クラスによっては、何を植えるか、何を育てるかを子どもたちが決めています。子どもたちは野菜が育つ様子を観察し、収穫した野菜は、見て、触って、種を取るなどを保育に取り入れています。収穫したものはその日のうちに給食室で調理してもらったり、自分たちで調理するなど、食に関して興味を持てるようにしています。職員は子ども一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握しています。幼児クラスでは、配食時に食べられる量を聞いて、苦手なものは減らしたりしており、嫌いなものを無理やり食べさせることはしていません。調理員は残食調査を行い、その結果と保育士からの情報を基に、調理方法を変えるなど、子どもが食べやすいように工夫しています。食器は大きさや材質、形状など年齢に応じたものを使用しています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

献立は法人の管理栄養士が作成し、食事は旬の食材を取り入れ季節感のあるものとなっています。子どもの発育状況・食経験に応じて食材や切り方刻み方、柔らかさを考慮した食提供をしています。保育士は子どもの食べる量や好き嫌いを把握しており、苦手な食材は無理強いせず、量を減らしたりして、無理なく食べられるように配慮しています。職員は給食会議で調理員と連携し、調理を工夫してもらったり、毎月、地域の食文化や行事食を取り入れ、食事が楽しいものになるよう工夫しています。10月はスウェーデンのハッロング・ロットルというお菓子で、12月はほうとう鍋です。調理員は、残食量を確認するとともに、クラス担任から得た情報と合わせ、次回の給食に反映させています。調理室内の衛生管理は、園内マニュアルに基づき適切に行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者とは送迎時の会話や連絡用アプリケーションにより情報交換を行っています。子どもの園での様子や情報は、園だより、クラスだより、ほけんだより、給食だよりでも知らせています。生活発表会や運動会で子どもの成長を保護者に見てもらっています。その他、年2回保護者懇談会を開催し、保育内容や子どもの成長を伝えたり、今後の保育の計画や見通しを説明し、理解・協力を得られるようにしています。個人面談は年2回、及び必要に応じて機会を設け、園での子どもの様子を伝え、保護者からの悩みや相談、心配事などを聞き、情報共有を図っています。保護者からの情報は、保護者了解のうえで、園長、主任に報告し、内容によっては全職員で共有しています。記録は児童票にも残しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	b
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者が安心して子育てができるよう支援を行っています。朝夕の送迎時に積極的に声かけし、コミュニケーションをとり、話しやすく相談しやすい雰囲気作りを心掛けています。送迎時以外でも、連絡用アプリケーションで子育ての相談に応じたり、個人面談で相談に応じています。相談内容は園長と主任に報告し、全体で共有可能な内容であれば、保護者了承の上、週1回のミーティングで共有します。参加できない職員に対しては記録を回覧し、周知しています。相談内容は個人面談時であれば、個人面談記録に残し、児童票にも記録を残しています。開所3年目であり、昨年まではコロナ禍で行事は人数制限があったり、運営委員会も書面開催で行いました。保護者への子育て支援の体制を整えていても、保護者との信頼関係の構築は容易なものではなく、園では、今後も努力が必要と考えています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。

- ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☒ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待防止マニュアルと運営規程に「虐待防止のための措置」の項目を設け、職員に周知しています。職員は日々、子どもの様子、発言や衣服の状態、着替えの時に身体にあざがないか等あらゆる面から観察し、子どもの虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう努めています。ネグレクトも含め虐待等の心配がある場合は園長、主任に報告し、協議の上、必要に応じて関係機関に通告する体制になっています。少しでも心配がある時は、ミーティングで報告し、参加できない職員には記録を回覧し、全員で共有し、全員でその子どもを見守る体制です。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないための園内研修を実施し、適切な対応が取れるよう努めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。
 - ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

各指導計画はクラス職員間を中心に互いの疑問点、改善点などを意見交換しています。日々の保育の記録は日誌で共有しています。子どもの情緒の安定、子どもの自立心を育てる等の視点を含む指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら評価・反省の自己評価をしています。職員個人の自己評価は年2回(210項目のセルフチェック・個人目標・年目標)行なっています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、保護者アンケートの結果を反映させ、園としての課題とし、保育所全体の自己評価としています。また、マイナス点を指摘するのではなく、お互いの良い保育について褒め合うことで保育実践の改善や専門性の向上につなげていくことも取り組み始めています。今後の保育の質の向上につながることが期待されます。

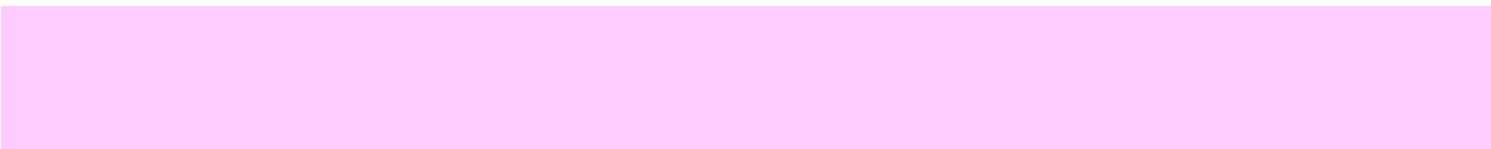


株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橘1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

A solid pink horizontal bar spanning the width of the page at the bottom.